

# 物価高騰等対策に関する補助金一覧

(令和8年3月13日時点)

## ●医療分

No	財政支援	実施主体	概要	対象施設	交付額	申請方法	申請期日	問合せ先	掲載先
1	令和7年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金 ※重点支援地方交付金	福岡県	医療機関等において、物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科診療所等）を対象に、電気料金及び食材費の上昇分へ支援金を給付する。	令和8年3月31日以前に新規開設した病院、有床診療所、無床診療所（医科）（医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。））	【病院、有床診療所】 1床当たり 19,700円～46,100円  【無床診療所（医科）】 35,400円～60,400円  ※供給を受けている電気の種類により支援金の額を決定する。	郵送のみ 福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局宛 〒812-0007 福岡市博多区東比恵1-4-10-2F	令和8年5月29日	福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局宛 〒812-0007 福岡市博多区東比恵1-4-10-2F TEL：092-600-2031 FAX：092-475-5937 MAIL：fuk-iry@nta.co.jp	福岡県ホームページ <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/iryo-bukkakoutou-shien-r8-1.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/iryo-bukkakoutou-shien-r8-1.html</a> 
2	令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業 ※医療・介護等支援パッケージ	国	医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、病院に対し、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けた支援を実施する。	【病院賃上げ支援事業】 令和8年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）  【病院物価支援事業】 原則、全ての病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）	使用許可病床数（令和7年8月1日時点）×84,000円 ※原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。  基礎額：使用許可病床数（令和7年8月1日時点）×111,000円 加算額：救急車受入件数（精神科救急含む。）・全身麻酔の手術総数・分娩件数の多寡で500万円～2億円を加算	病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業申請システム <a href="https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp">https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp</a>	令和8年5月31日	申請書の記載方法に関するお問い合わせフォーム <a href="https://mhlw-bucchin-shien.form.kintoneapp.com/public/contact">https://mhlw-bucchin-shien.form.kintoneapp.com/public/contact</a>  申請書の記載方法に関する物価支援事務局コールセンター 03-6745-8288 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）	厚生労働省ホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html</a> 
3	令和7年度福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援 ※医療・介護等支援パッケージ	福岡県	医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医科診療所等に対し、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けた支援を実施する。	【診療所等賃上げ支援事業】 有床・無床診療所(医科)（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）のうち、以下の施設 ○令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている有床・無床診療所(医科) ○医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床・無床診療所(医科) （※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。  【診療所等物価支援事業】 有床診療所（医科）、無床診療所（医科）（健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）	○有床診療所（医科） 許可病床数×72千円（※1） （※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給  ○無床診療所（医科） 1施設×150千円  ※本事業の給付を受けるためには、次の要件を満たす必要があります ①令和8年3月1日までにベースアップ評価料を届け出ていること（※1） ②令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間（※2）について、賃金改善を行い、6月以降もその水準を維持又は拡大していること ③令和7年12月以降の賃金改善を、令和8年3月まで（※3）に実施していること （※1）現在の制度上ベースアップ評価料が届けられない施設の場合は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を誓約すること。 （※2）例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象とはなりません。 （※3）本年4月から5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引上げ分・新設分を支給した上で、6月までに、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給をすることも可能  ○有床診療所（医科） 許可病床数×13千円（※1） （※1）使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給  ○無床診療所（医科） 1施設×170千円	(国庫補助事業となるため、国からの内示の見直し等を踏まえて、福岡県より受付開始時期の調整中) (国庫補助事業となるため、国からの内示の見直し等を踏まえて、福岡県より受付開始時期のお知らせがあります。)	調整中	福岡県ホームページ <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/iryo-juujisyasogyokuzaientousokushinhi.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/iryo-juujisyasogyokuzaientousokushinhi.html</a> 	